

都道府県・市区町村に寄附した場合の税額の軽減額

※ 所得税は寄附を行った年分の所得税から控除され、住民税は寄附を行った年の翌年度分の住民税から控除されます。

○ 単身の給与所得者の場合



年収500万円の方

1万円寄附したとき	5,000円軽減	(住民税分4,500円、所得税分500円)
3万円寄附したとき	25,000円軽減	(住民税分22,500円、所得税分2,500円)
5万円寄附したとき	35,100円軽減	(住民税分30,600円、所得税分4,500円)
10万円寄附したとき	45,100円軽減	(住民税分35,600円、所得税分9,500円)

年収700万円の方

1万円寄附したとき	5,000円軽減	(住民税分4,000円、所得税分1,000円)
3万円寄附したとき	25,000円軽減	(住民税分20,000円、所得税分5,000円)
5万円寄附したとき	45,000円軽減	(住民税分36,000円、所得税分9,000円)
10万円寄附したとき	69,000円軽減	(住民税分50,000円、所得税分19,000円)

年収1,000万円の方

1万円寄附したとき	5,000円軽減	(住民税分4,000円、所得税分1,000円)
3万円寄附したとき	25,000円軽減	(住民税分20,000円、所得税分5,000円)
5万円寄附したとき	45,000円軽減	(住民税分36,000円、所得税分9,000円)
10万円寄附したとき	93,600円軽減	(住民税分74,600円、所得税分19,000円)

※上記は、平成21年中に支出した寄附金についての計算例です。

なお、所得税においては、平成22年中に支出する寄附金より適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられています。

都道府県・市区町村に寄附した場合の税額の軽減額

※ 所得税は寄附を行った年分の所得税から控除され、住民税は寄附を行った年の翌年度分の住民税から控除されます。

○ 夫婦のみの給与所得者の場合



年収500万円の方

1万円寄附したとき	5,000円軽減	(住民税分4,500円、所得税分500円)
3万円寄附したとき	25,000円軽減	(住民税分22,500円、所得税分2,500円)
5万円寄附したとき	31,800円軽減	(住民税分27,300円、所得税分4,500円)
10万円寄附したとき	41,800円軽減	(住民税分32,300円、所得税分9,500円)

年収700万円の方

1万円寄附したとき	5,000円軽減	(住民税分4,000円、所得税分1,000円)
3万円寄附したとき	25,000円軽減	(住民税分20,000円、所得税分5,000円)
5万円寄附したとき	45,000円軽減	(住民税分36,000円、所得税分9,000円)
10万円寄附したとき	65,700円軽減	(住民税分46,700円、所得税分19,000円)

年収1,000万円の方

1万円寄附したとき	5,000円軽減	(住民税分4,000円、所得税分1,000円)
3万円寄附したとき	25,000円軽減	(住民税分20,000円、所得税分5,000円)
5万円寄附したとき	45,000円軽減	(住民税分36,000円、所得税分9,000円)
10万円寄附したとき	90,300円軽減	(住民税分71,300円、所得税分19,000円)

※上記は、平成21年中に支出した寄附金についての計算例です。

なお、所得税においては、平成22年中に支出する寄附金より適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられています。

都道府県・市区町村に寄附した場合の税額の軽減額

※ 所得税は寄附を行った年分の所得税から控除され、住民税は寄附を行った年の翌年度分の住民税から控除されます。

○ 夫婦子2人(うち1人特定扶養)の給与所得者の場合



年収500万円の方

1万円寄附したとき	5,000円軽減	(住民税分4,700円、所得税分300円)
3万円寄附したとき	17,400円軽減	(住民税分16,100円、所得税分1,300円)
5万円寄附したとき	20,400円軽減	(住民税分18,100円、所得税分2,300円)
10万円寄附したとき	27,900円軽減	(住民税分23,100円、所得税分4,800円)

年収700万円の方

1万円寄附したとき	5,000円軽減	(住民税分4,500円、所得税分500円)
3万円寄附したとき	25,000円軽減	(住民税分22,500円、所得税分2,500円)
5万円寄附したとき	38,400円軽減	(住民税分33,900円、所得税分4,500円)
10万円寄附したとき	48,400円軽減	(住民税分38,900円、所得税分9,500円)

年収1,000万円の方

1万円寄附したとき	5,000円軽減	(住民税分4,000円、所得税分1,000円)
3万円寄附したとき	25,000円軽減	(住民税分20,000円、所得税分5,000円)
5万円寄附したとき	45,000円軽減	(住民税分36,000円、所得税分9,000円)
10万円寄附したとき	82,500円軽減	(住民税分63,500円、所得税分19,000円)

※上記は、平成21年中に支出した寄附金についての計算例です。

なお、所得税においては、平成22年中に支出する寄附金より適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられています。